

能登町漁業継続支援緊急対策事業給付金

新型コロナウイルスの感染拡大により、水産物の需要低下と価格下落の影響を受けた漁業者の方々の事業継続を支援するため、給付金を交付します。

給付対象者（次の全てを満たすこと）

- ① 漁協能都支所または小木支所の組合員
- ② 令和2年10月1日時点において、能登町に住所地があり漁業を営む個人または事業所の本拠地を置き漁業を営む法人
- ③ 平成31年1月から令和元年12月までの水揚げ金額（税込）が200万円以上
- ④ 令和2年1月から令和2年12月のいずれかのひと月の水揚げ金額が前年同月と比較して20%以上減少
- ⑤ 町税等の滞納がない

給付金の額（前年の水揚げ金額に応じ下記表のとおり）

水揚げ金額 (H31.1～R1.12)	給付金額
200万円～500万円未満	10万円
500万円～1,000万円未満	30万円
1,000万円～5,000万円未満	50万円
5,000万円以上	100万円

申請受付

組合員登録をしている漁協各支所で行います。

漁協に次のものをお持ちください。

- ① 認印
- ② 確定申告書類（下記のいずれか）のコピー
 - ・ 収支内訳書
 - ・ 青色申告決算書
 - ・ 法人事業概況説明書
- ③ 今年の水揚げ金額が月ごとに確認できる書類

申請期限

令和3年2月1日（月）まで

お問い合わせ先

農林水産課 ☎ 62-8524